

第4 施策の基本となるべき事項

雇用管理の改善

- ・相談・援助
きめ細やかな実態調査・分析、雇用管理モデルの提示、感染症、腰痛対策の推進
- ・助成金の活用促進
雇い入れ助成、機器助成、事業主団体等委託
- 能力の開発及び向上
 - ・在職介護労働者の専門性の向上
 - ・離転職者の安定的な雇用に向けた効果的な訓練
 - ・ジョブ・カード制度の活用

第5 その他

- ・介護分野における需給調整機能の整備
公共職業安定所に配置する「福祉人材コーナー」における就職支援を始めとした総合的な支援、福祉人材センター等関係機関との効果的な連携
- ・介護分野への学卒就職者等若年者の理解促進
- ・給与等
具体的な内容等基本的には労使に委ねるべきものであるが(社会保障審議会介護給付費分科会等での議論を踏まえ)
 - ①人材確保やキャリア形成の支援の観点
 - ②介護労働者の処遇改善に向けた取り組みに関する情報の公表
- ・について留意
- ・介護の日